

し、生肥としての処分を試みていく。財政面の問題や尿尿汲み取り業者の失業問題への配慮から、大阪市は汲み取り業の全市市営化には消極的で、この点は全市市営化に積極的に取り組んだ東京市との対比もなされている。尿尿処理市営化を見合わせた大阪市はその後、下水処理化に重点を置いていくが、各戸での便所の水洗化と下水処理場との連結を要する下水処理構想は市の財政問題や各家庭レベルでは費用がかかりすぎるなどの理由で遅々として進まず、1930年には挫折を余儀なくされる。そして暫定的な処分方法として農村還元処分が採用され、市設集荷場から大阪府内の貯溜槽や他府県向けの陸上・海上輸送、農村への尿尿売却などを市の受託授業とするように方向転換されていく。だがそれも戦時体制下の燃料・労働力不足から、尿尿問題の解決は結局戦後に委ねられることになったという。ちなみに大阪府下での尿尿貯溜槽建設では、市と府がともに建設費を助成しており、この点は二重行政の萌芽が感じられなくもない。また大正期における東京・大阪と欧米都市との腸チフス死亡者数比較では、圧倒的に日本の死者数が多く、戦前期日本の衛生事情の悪さを思い知らされる。

星野高德氏は、他に戦前期東京市における塵芥と尿尿処理の市営化に関する論稿もいくつか著されている。合わせて読まれたい。

【Reference Review 59-6号の研究動向・全分野から】

中小企業海外進出における課題と展望：「つながる」アジアに必要なこと

経済学部准教授 栗田匡恒

現在の日本経済が直面する課題は多岐にわたるが、その対策の一つとして企業の海外展開が重要視されていることは論を待たない。例えば、経済産業省の企業の海外展開支援に関する主な事業予算（2014年度）を見てみると「新興国市場開拓事業」、「グローバルニッチトップ企業を目指した海外展開支援」といった新規事業に多額の予算が計上されており、これらの海外展開支援の流れは今後もしばらく継続していくと考えられる。さて、これまでの日系企業の海外進出は主に大企業の動向を中心に議論が行われてきたが、中小企業においても国際化の流れは確実に生じており、輸出や直接投資などを行う中小企業の割合は年々増加の一途をたどっている。先の経済産業省の予算編成を見ても、今年度から「中小企業・小規模事業者海外展開戦略支援事業」という新規事業に予算が計上されている。本稿では、こうしたグローバル化の流れの中で、日本の雇用全体の6割を占めると言われる中小企業の海外進出における論点の整理を行う。

まずは、中小企業の海外進出が、当の中小企業にとって利益を生み出すものかどうかを確認しておきたい。中小企業の海外進出は、主に「輸出」、「直接投資」、「生産委託」の3つの経路で行われると考えてよい。例えば、栗田（2014）では、中小企業が輸出を始めた際に生産性が上昇するのかどうかを工業統計調査の個票データをもとに検証している。分析の結果からは、企業規模によって生産性上昇の効果が観察される時期は異なるものの中小企業においても輸出を開始することによるメリットが存在することが示されている。ただし、中小企業においては、こうしたメリットを享受できるまでの時間が大企業に比べて長いために、輸出を途中でやめないような政策的支援が必要であると論じている。また、藤井（2013）では、直接投資を行っている企業へのアンケート調査の結果から、直接投資を行ったおおよそ6割の企業が予想通り、ないしは予想以上の成果を上げており、直接投資は海外事

業のみならず国内事業の競争力をも向上させると結論づけている。また、中小企業の海外進出を国内には存在し得ない成長機会を提供する場として、極めて重要な事項として位置づけている。

さて、藤井（2013）では、中小企業が海外展開を行わない理由として「資金制約」「人材不足」「現地情報・コネクションなどの不足」「国内需要のみで十分」といった理由をあげている。この中で「国内需要のみで十分」という理由は除くが、「資金制約」、「現地情報・コネクションなどの不足」については、先に述べた様々な財政、金融政策支援や、JETRO、金融機関などによる情報提供の環境整備も整いつつあり、問題の解消に向けての政策対応が進んでいる。またこうした資金制約や情報提供の環境整備といった対応は比較的短期間に行うことが出来る。しかしながら、「人材不足」の課題については、人材育成に中長期的な時間がかかることや、企業の事業形態や分野によって、必要とされるスキルなどが異なるため、これらのボトルネックを解消するために取られるべき政策対応は一様ではない。こうした状況下にあるにもかかわらず、中小企業のグローバル人材育成について調査等に基づく客観的な論考は大変少ない。数少ない調査報告である日本政策金融公庫（2013）によれば、人材育成に成功している企業に見られる特性は、社内外を問わず、特定の人材にピンポイントでアクセスし採用活動を行っているという。無論、大企業に比べて中小企業は人材育成に大きな予算や時間を割くことが難しい。このため中小企業の人材育成・確保の戦略は、少ないコストで人材の質を見極める方法を確立することとなるだろう。ただし、こうした対応を行うためには、人材のマッチングを容易にするようなプラットフォーム作りを政府等が確立していく必要がある。

さて、他方海外進出先となる海外に目を向けると、その有望地域として、アジア各国をあげる企業が多い。しかし、その少なくない投資先が現在、中進国の罫と呼ばれる現象に悩まされている。中進国の罫が生じる要因は様々だが、その大きな要因の一つとして、産業の高度化、深化を支える裾野産業・中小企業の育成が立ち後れていることがあげられる。例えば、中進国の罫に陥っているとされるマレーシアの事例を取りあげた中川（2013）によれば、海外直接投資と輸出主導で経済成長を実現してきたマレーシアにとって、さらなる成長に必要なのは先進国企業から地場企業への技術、経営ノウハウの移転である。

アジアの企業は知識やスキルを有した日本企業、技術者からの技術移転を望んでおり、日本の企業は海外経験を有する人材を欲しているため、これら兩者をつなぐ取り組みが、現在様々なレベルで切に求められている。筆者は今年度から日系製造業企業とインドネシアの中小企業を「つなぐ」ためにJICAとインドネシア政府が共同して行っている研究プロジェクト（インドネシア中小企業の生産性向上と日系企業の役割）に研究チームのリーダーとして参加している。インドネシアは膨大な人口を抱える新興市場として、日本のみならず世界の耳目を集めているが、日本とインドネシアがどの程度「つながっている」のかと問われれば、現段階ではその程度は低く、よりよいつながりのために立ちほだかる問題は山積していると言わざるを得ない。こうした問題を解きほぐすために行われている本研究プロジェクトのユニークな点は、最先端の経済理論や定量分析のツールを応用した最新の研究であるだけではない。具体的な政策立案を視野に入れ、研究の方向性や政策プロポーザルを議論する段階で、民間企業やインドネシア政府の方々にも参加いただき、積極的な意見交換を行う。また、それらの意見を活かした実証実験とその検証も行う予定である。

研究と現場を結ぶためには、研究者も民間企業の方々も、そして政府の役人も襟を正して、問題解決にあたらなければならない。それぞれの立場の人間が、こうした泥臭い人間的な対話を粘り強く続けることでしか、どんなに優れた最先端の研究も活かされないのだろう。最近では、若手の社会人を途上国の企業や政府組織に派遣する「日本の若手国際即戦力インターンシップ事業」なども兩者をつ

なぐ取り組みになっており期待が出来る。こうした「つなぐ」ための政策運営や協働が多様なレベルで、多様な立場の人々を巻き込み、そしてより大きな規模で展開されることで、中小企業の海外進出が進み、アジア各国との企業間取引は増加する。問題が山積する日本の行く末にとって、「つながり」を生み出す研究や調査、そしてそれらを反映させた「つなぐ」政策の更なる展開が、中長期的な日本、アジアの発展にとって大きな意味を持つだろう。

栗田匡相 (2014) 「中小企業における輸出と企業力の強化：工業統計マイクロデータを用いた輸出の学習効果の検証」RIETI ディスカッション・ペーパー :14-J-034.

藤井辰紀 (2013) 「中小企業における海外直接投資の効果」日本政策金融公庫論集 21 号

日本政策金融公庫 (2013) 「中小企業のグローバル人材の確保と育成～海外展開に取り組む企業の事例から～」日本公庫総研レポート No.2013-7

中川利香 (2013) 「マレーシアにおける中小企業育成政策の展開—1990 年以降を中心に—」経済論集 (東洋大学) 39 巻 1 号

【Reference Review 59-6号の研究動向・全分野から】

J-IFRSの導入をめぐる研究

商学部助教 譚 鵬

日本における国際財務報告基準 (IFRS) の導入は、最近の日本の会計界で最も関心の高いテーマの一つである。国際会計基準審議会 (IASB) が「高品質でグローバルな会計基準」を目指し開発した IFRS は、現在、世界で最も広く採用されている財務報告基準となっている。世界で 130 ある法域のうち 105 の法域は既に IFRS をアドプションしているが、残る日本など 25 の法域は自国の会計基準と IFRS との差異解消を積極的に検討しているものの、アドプションの段階にはいまだ至っていない (IASB ホームページ、2014 年 7 月 8 日アクセス)。

日本の会計基準は、1990 年代の会計ビッグバンを経て、2001 年から IFRS との差異を縮小するためのコンバージェンス作業が企業会計基準委員会 (ASBJ) によって積極的に進められてきた。その結果、2008 年 12 月には EU から IFRS と同等との評価を得ている。にもかかわらず、既存の日本基準に加えてエンドースメントされた IFRS (J-IFRS) を日本の会計制度に組み入れるのはなぜだろうか？ 辻山栄子「IFRS のエンドースメントをめぐる制度的課題」(企業会計 Vol.66, No. 1 2014.1) は、2010 年 3 月期から IFRS の任意適用が可能になっている特定会社のうち、実際に IFRS 適用に移行した会社はわずかに 20 社余りしかなく、可能な限り早期に日本における IFRS 適用企業数を増やしたいという思いから J-IFRS を策定する結果になったと指摘する。日本は IFRS 財団モニタリングボードおよび会計基準アドバイザーフォーラム (ASAF) のメンバーであり、今後両組織のメンバーに留まるための条件として、その国における「IFRS の使用」が求められている。IASB の定義によれば、「IFRS の使用」とは顕著に IFRS が適用されている状態である。したがって、既に IFRS の任意適用を許容している日本は、顕著に IFRS が適用されている状態を整えることが喫緊の課題になっている。しかし、この課題に取り組むに当たっては、IFRS 適用に対する市場のニーズが十分に確認されている必要がある。それを抜きにして、モニタリングボードや ASAF の席を確保するために市場のニーズのない IFRS